

令和元年度第2回情報公開・個人情報保護審議会議事録

開催日時	令和元年 11 月 27 日（水） 15：35～16：45
開催場所	太宰府市役所 4F 402 会議室
出席委員	徳永弘志(会長) 坂本徹(副会長) 三輪貴代 古賀章代 中村ミドリ
出席職員	高原寿子 国保年金課課長 田上真也 国保年金課国保年金係長
事務局	山浦剛志 総務部理事 山口辰男 文書情報課長 山田秀信 文書情報課文書情報係長
傍聴人	なし

事務局から連絡（進行：山口課長）

- ① 開会あいさつ
- ② 出席者が過半数を超えている(全員出席)ため、審議会成立の確認。
- ③ 会の進行を会長に依頼。

～太宰府市情報公開・個人情報保護審議会～（進行：徳永会長）

1 議題

「議題 1」 保険給付の審査及び支払等に係る情報提供について

資料 1 「国民健康保険診療報酬事務」個人情報ファイル外部提供記録票

【会長】

それでは資料 1 について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- ① 国保年金課から個人情報の外部提供についての案件があり報告。
- ② 資料 1、担当課は国保年金課、ファイルの名称は「国民健康保険診療報酬事務」。
事業の内容は、福岡県から「保険給付の審査及び支払等に係る情報の提供の求めについて」の通知があり、国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づき、県内市町村による保険給付の適正な実施の確保及び国民健康保険保険給付費等交付金の適正な交付が図られるよう、広域的な見地から県内市町村間を異動した被保険者に係るレセプトの縦覧点検を実施するため。
- ③ 個人情報ファイル登録票の説明。付表の「当該事務の内容を外部提供する外部機関等の名称」に福岡県国民健康保険団体連合会と福岡県が追加になり、併せてそれぞれの機関の個人情報ファイル外部提供記録票が追加。
- ④ 質疑があれば、担当課の国保年金課、高原課長と田上係長から回答を行う。

【委員】

付表の「当該事務が情報収集する外部機関等の名称」に保険医療機関、福岡県国民健康保険団体連合会、福岡県があるが、根拠条文の個人情報保護条例 7 条 3 項 1 号を教えてほしい。

【担当課】

7条3項は「実施機関は個人情報を収集するときは本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」ということで、1号は「本人の同意があるとき」です。

【委員】

分かりました。続いて、「当該事務の内容を外部提供する外部機関等の名称」に福岡県国民健康保険団体連合会は8条1項2号、福岡県は8条1項6号になっているが、それぞれの根拠条文を教えてください。

【担当課】

8条1項は「実施機関は第6条の規定により登録された業務に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く）について、当該業務の目的の範囲を超える利用又は市の機関以外のものへの提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」ということで、2号は「法令等の規定に基づくとき」。6号は、「国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。」となっています。

【委員】

今回の県からの通知が、それに該当しているということですね。

【担当課】

そのとおりです。

【委員】

分かりました。

【委員】

また、「当該事務が番号法第19条に基づき特定個人情報を照会する市の所属名称及び事務等の名称」とあり、税務課の特別徴収賦課事務と普通徴収賦課事務が上がっているが、番号法19条は他への提供の制限だったと思うが、どういう根拠で照会されているか。

【担当課】

番号法が始まった時に、この国民健康保険診療報酬事務で税務課の特別徴収賦課事務と普通徴収賦課事務の特定個人情報を利用していいということが番号法で認められているため照会をしているということでここに表示されています。

【委員】

外部提供のことでお伺いしますが、県から市長あての依頼文の提供を求める情報の中に税情報はないがなぜか。

【担当課】

ファイル登録票の内容は、今回の件だけでなく、その事務全体のことが記載されています。国民健康保険診療報酬事務という登録票の事務で特定個人情報を含んだ

税情報を照会することがあるため、今回の外部提供で税情報を提供するわけではありません。

【委員】

外部提供は市以外の機関への外部提供と他課への提供があるのか。

【担当課】

外部は市以外の機関です。内部は市の機関の中でのものになります。

【事務局】

市の機関の中での利用は目的外利用等記録票を作成しています。今回は外部の機関への提供のため、外部提供記録票を2枚、追加で作成しています。

【会長】

ではこの件は了承ということで、よろしいでしょうか。

「議題2」個人情報ファイル登録票の修正等について

資料2 「国保年金課国保年金係個人情報ファイル登録票・

個人情報ファイル目的外利用等記録票・個人情報ファイル外部提供記録票」

【会長】

それでは資料2に入ります。資料2の説明を担当課からお願いします。

【担当課】

- ① 現在の個人情報ファイル登録票は平成17年に作成されたもので、当時から変更があっているため、今回、全体の見直しを行って、一部修正を行った。事務の管理項目についても整理した。
- ② ID258 国民健康保険受給者事務は ID261 国民年金事務に事務の統合を行った。
- ③ ID269 国民健康保険医療費適正化事務の中に特定健康診査が含まれており、事務が独立したため ID372 国民健康保険特定健康診査等事務を分離して、登録票を新規作成した。
- ④ 目的外利用等記録票の追加については ID265 国民健康保険第三者行為損害賠償金求償事務で、被保険者が事故等の第三者行為による保険医療費の損保への損害賠償請求事務のため、保険者努力支援制度があり、その評価指標に消防署や包括支援センターから緊急搬送記録等で第三者行為の傷病発見の手がかりとなる体制を構築することがあり、国保で立替えた医療費の回収体制の強化が行われている。交通事故や介護のリストを提出してもらい、見つけることにより損保会社に対して求償が行われるため、介護保険認定事務に対して、目的外利用等記録票の届出を行った。
- ⑤ ID268 国民健康保険資格管理事務について、国保加入者が社保に加入した場合、国保の資格を喪失する手続きが必要になる。ただ社保に入ると自動的に国保が切れると思っている人が多く、国保資格喪失の手続きをされない人が多い。その場合、国保税と社会保険料と二重払いになる。また、保険証を2枚持っているため、社保なのに国保を使い、国保で医療費を支払うことになり、その回収に苦慮している。そこで社保加入の確認を早く行うため、日本年金機構が持つ

国民年金 1 号 3 号保険者喪失情報を利用して、国保の喪失手続きが必要な人を抽出して、その人たちに国保喪失届の勧奨を行う。日本年金機構とは覚書を締結しており、それに基づき事務を行う。

- ⑥ ID261 国民年金事務の目的外利用について、今年の 10 月から消費税の引き上げを利用して、公的年金収入や所得が一定の基準以下の年金受給者の生活を支援するため年金に上乘せして支給される年金生活者支援給付金制度が始まっていて、支給要件に所得要件があるため、市の税システムで所得情報を確認して、日本年金機構にその人が該当するかしないかの情報提供のやり取りをしている。今回、10 月からこの制度が始まったため、併せて報告させていただいた。説明は以上になります。

【会長】

ただ今の説明に対して、質問等はありませんか。

【委員】

国保に加入していて、社会保険ができた場合、会社から連絡はないのか。

【担当課】

本人の手続きで、社会保険ができたという資格喪失の手続きという窓口での手続きが必要です。社会保険がなくなった時も同じで、窓口に来ていただいて、国保加入の手続きが必要です。

【委員】

ID258 国民年金受給者事務について、ID261 国民年金事務に統合廃止となっている。ID261 に ID258 が入ったということでいいですね。

【担当課】

そのとおりです。

【委員】

ID372 国民健康保険特定健康診査等事務について、これは ID269 国民健康保険医療費適正化事務から分離した。269 は対象者が被保険者全員だが、この中から 40 歳から 74 歳の被保険者を独立させたものが 372 の登録票ですね。

【担当課】

そのとおりです。

【委員】

なぜ 40 歳から 74 歳を独立させたのですか。

【担当課】

372 は特定健康診査の対象年齢を分離しています。269 は 0 歳から 74 歳です。

【委員】

269 の主な公文書にジェネリック差額通知がありますが、これは新たに加わったということですか。

【担当課】

以前から通知はしていますが、国がジェネリック医薬品の利用を促進しており、市ではジェネリックを利用していない人を把握しているので、その人たちにジェネ

リックを使ってくださいという通知をしています。

【委員】

これが最近、新たにできたのかと聞いています。

【担当課】

登録票から漏れていたもので、追加しています。ジェネリック通知自体はずっと以前から行っています。

【委員】

個人情報ファイル登録票は当初、この目的で個人情報を収集します。これ以外の目的では使用しませんということで登録票は作成されていた。登録票が廃止になりました。古い情報は新しい情報に改定していますというのが説明の流れでは。

【担当課】

年金の事務についてですか。

【委員】

ID258 は 261 に統合しか書かれていないが、国民年金受給者事務が廃止されて、国民年金事務に統合されたという結果報告ですか。

【担当課】

もともとファイル登録票が分けなくてよかったのではないかとということで、やっていることが変わったわけではありません。ファイル登録票を 1 つにしますという報告です。

【担当課】

258 をみてもらうと対象者があるが、ここで登録票を分けていたようです。障害年金・寡婦年金一時金・老齢年金・老齢福祉年金・特別障害給付金などの受給者事務と一般の年金支給事務を分けて登録していたが、業務上も区分けはないため、一つにまとめました。

【委員】

以前は登録票がだいぶ細かく分かれていたが、現在はかなり集約された。最初、個人情報を集めるときにこれ以外には使いませんよとされていたものが統合されてファイル名が変わったりしているのに情報提供者に何の連絡もしなくていいものか。

【委員】

どのような趣旨ですか。

【委員】

このファイルは令和元年 9 月 1 日に廃止になりましたが、引き続き別のファイルで収集していますというようなお知らせを広報に載せるなど。

【担当課】

事務の内容が変わったわけではなく、ファイル登録票の括りを変えましたということで、目的が変わったわけでもありません。

【委員】

目的外利用記録票とはなんですか。

【担当課】

本来は高齢者支援課の介護保険認定事務で個人情報を収集していますが、本来、国保の第三者求償事務で介護保険の個人情報を使う目的ではないため、目的外利用等記録票を作成しています。

【委員】

市の内部で他の事務の個人情報を参照する時は目的外利用等記録票。市以外の外部に提供する場合は外部提供記録票ですね。目的外利用が外部につながることはないですね。

【担当課】

そのとおりです。太宰府市では事務毎にファイル登録票を作っています。数年前、事務の見直しを行って、ある程度、統廃合を行ってしています。

【会長】

そういうことでこの件について、承認ということによろしいですね。最後に事務局から何かありますか。

【事務局】

本日の審議、ありがとうございました。

次回の審議会を開催につきましては、2月を予定しております。

日程については、事務局から後日、調整のうえ、連絡させていただきます。事務局からは、以上でございます。

【会長】

これを持ちまして、令和元年度第2回情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。